

2017

# 消費者行政レポート



国土交通省 中国運輸局

## はじめに

わが国における急速な少子高齢化社会の進展への対応とともに、高齢者や障害者等をはじめとして誰もが安心して日常生活ができる社会の実現が求められています。

こうした中で、国土交通省では、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（バリアフリー法）」に基づいて、公共交通施設や建築物、地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進（ハードのバリアフリー化）と合わせて、心のバリアフリー（ソフトのバリアフリー化）に取り組んできています。

中国運輸局では、交通関連のご意見、ご要望等を受け付ける「行政相談窓口」を開設するとともに、「バリアフリー等地域連絡会議」を開催する等、利用者ニーズを把握し、自治体等と連携して公共交通の利便性向上に努めています。また、「交通バリアフリー教室」、「乗り方教室」、「環境学習」などを開催し、公共交通の役割や大切さを学び、利用の習慣化を形成するための取組や、誰もが気持ちよく利用できる公共交通を目指し公共交通マナーアップ啓発活動等を行っています。

この冊子は、中国運輸局が平成 28 年度に行ったバリアフリー化の推進や、公共交通の利用者利便向上のための活動、管内のバリアフリー化の現状や、交通関連行政相談の状況、公共交通事故被害者等支援の取組について取りまとめたものです。中国運輸局の施策についてご理解を頂くとともに、「公共交通利用促進」の一助となれば幸いです。

平成29年7月

中国運輸局交通政策部 消費者行政・情報課

消費者行政レポートは、中国運輸局ホームページにも掲載しております。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/barrierfree.html>





# 〈目 次〉

## ◆ トピックス ◆

「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催しました。

～被害者支援の実現にむけて～

..... 1

## 利用者ニーズを把握し、利便性向上を目指します

1. 交通関連行政相談の状況 ..... 3
2. 優理事業者の積極的活用 ..... 6
3. 公共交通利用マナー向上の取り組み ..... 7
4. IT を活用した地域公共交通の確保支援（WEBComPASS） ..... 8
5. バス・路面電車ロケーションシステムの導入 ..... 9
6. 公共交通事故被害者等支援の取り組み ..... 10
7. 地域住民が主体となった公共交通利用促進の取り組み ..... 11

## 交通施設や心のバリアフリーを推進します

1. 交通バリアフリー化の現状概要 ..... 12
2. 移動等円滑化基本構想 ..... 19
3. バリアフリー教室の開催 ..... 20
4. バス・電車の乗り方や交通安全教室等の開催 ..... 21
5. 環境保全及び交通バリアフリー等局長表彰 ..... 22

## 地方自治体などと連携して取り組んでいます

1. 広島県と島根県にて「バリアフリー等地域連絡会議」を開催 ..... 23
2. バリアフリーリーダーの紹介 ..... 24
3. 障害者差別解消法が施行されました ..... 26

## ～コラム～

- 素敵な人を、紹介します ..... 27

## 交通関連の行政相談窓口はこちらです

- 中国地方の交通関連行政相談窓口一覧 ..... 29

「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催しました。  
～被害者支援の実現にむけて～

平成28年11月18日、中国運輸局の主催により、公共交通の安全・安心の確保や、公共交通事故被害者等の支援のあり方についてより一層理解を深めることを目的とし、「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催いたしました。中国運輸局においては前年度に引き続き2回目の開催です。

当日は、まず被害者の立場からの経験談として、2001年に起きた「明石花火大会歩道橋事故」において、ご家族5人で事故に巻き込まれ当時2歳の次男を亡くされた下村誠治さんと、飲酒運転による事故で、当時4歳の長女を亡くされた山根和子さんをご講演されました。



事故により精神的にも肉体的にも大きな苦しみを背負っていかねばならなくなった被害者の方々、そして大切な人を突然奪われたご遺族の方々がいかに厳しい状況に立たされるか事故当時の状況を振り返りながらお話しされ、涙する来場者の姿もありました。そして、悲しみから立ち直っていくためには、周りの理解と協力、

国・自治体等の支援が必要不可欠であることをご説明されました。お二方とも、気丈にお話をされておられましたが、辛い記憶を繰り返し思い出して話すことは大変な苦痛を伴うものだと思います。それでも講演を快くお引き受け下さった事に感謝するとともに、同じ経験をする人を増やしてはいけないというお二方の強い思いを感じました。

その後、中国運輸局から公共交通被害者等支援の現状についての報告および公共交通事業者による「被害者支援計画」策定の重要性についての説明と、独立行政法人 自動車事故対策機構（NASVA）の担当者から、被害者支援の取組について情報提供を行いました。





生命のメッセージ展

また、当日は全国初の試みとして、「フォーラム」と同時に「生命（いのち）のメッセージ展」を開催しました。これは、交通事故等により理不尽に生命を奪われた犠牲者達の等身大パネル（＝「メッセンジャー」）や、彼らの遺品の靴などを展示することで、被害者の人権や「生命の重み」を伝える取組で、「特定非営利法人

いのちのミュージアム」様が企画・運営をされているものです。当日は、5名の「メッセンジャー」たちが見学者に対して静かに、かつ力強くメッセージを訴えかけました。

今回はフォーラム開催日が犯罪被害者週間の1週間前であったことに加え、前述の「生命（いのち）のメッセージ展」を同時に開催することで開催前から多くの反響がありました。当日は多数の報道機関の取材がありニュース等に取り上げられ、多くの方に情報発信をすることができました。

私たちは日々の生活のあらゆる場面で、誰もが被害者・加害者になり得ます。こうした取組を積み重ね、より大勢の方に被害者支援の重要性や役割を知っていただくことが、具体的な被害者支援の実現にむけた一歩につながっていくのだと感じています。



◆ 利用者ニーズを把握し、利便性向上を目指します ◆

## 1. 交通関連行政相談の状況

【平成28年度 交通関連行政相談件数集計結果】

(中国運輸局全体)

### I. 概要

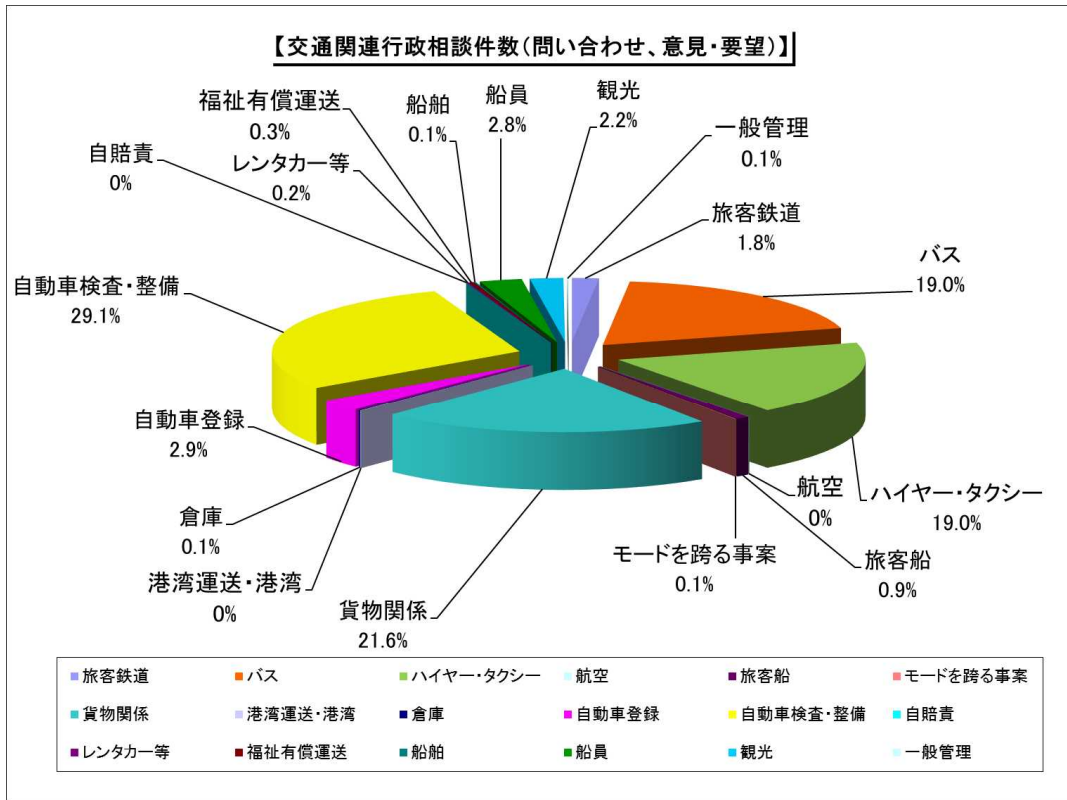
中国運輸局管内において、公共交通に関して利用者から寄せられる問い合わせ、意見・要望等を取りまとめ、以下のとおり件数及び内訳等の集計を行いました。

### II. 受付事案の傾向及び事案別件数

平成28年度に寄せられた交通関連の行政相談の総件数は、1,878件（前年度1,454件）となっており、このうち、意見・要望の件数は873件（前年度831件）となっています。

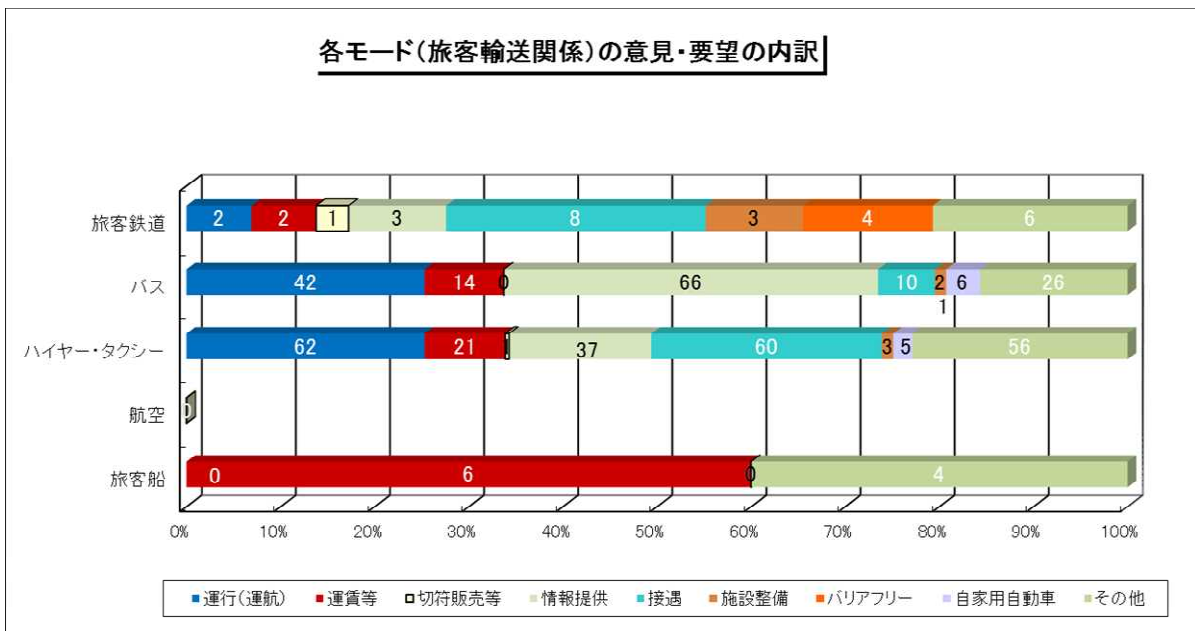
種別		旅客鉄道	バス	ハイヤー ・タクシー	航空	旅客船	モードを 跨る事案	貨物関係	港湾運送 ・港湾	倉庫
問 い 合 わ せ	来 訪	0	35	1	0	4	0	5	1	2
	電 話	4	145	106	0	1	0	83	0	0
	文書等	0	10	5	0	1	0	1	0	0
	小 計	4	190	112	0	6	0	89	1	2
意 見 要 望	来 訪	2	3	7	0	0	0	10	0	0
	電 話	19	100	182	0	0	0	250	0	0
	文書等	8	63	56	0	10	1	56	0	0
	小 計	29	166	245	0	10	1	316	0	0
合 計		33	356	357	0	16	1	405	1	2

種別		自動車 登録	自動車検 査・整備	自賠責	レンタ カー等	福祉有償 運送	船舶	船員	観光	一般管理	合計
問 い 合 わ せ	来 訪	4	158	0	2	1	0	10	10	0	233
	電 話	38	298	0	0	2	1	39	29	0	746
	文書等	3	4	0	1	0	0	0	1	0	26
	小 計	45	460	0	3	3	1	49	40	0	1,005
意 見 要 望	来 訪	1	27	0	0	0	0	0	0	2	52
	電 話	2	51	0	0	2	0	1	0	0	607
	文書等	7	9	0	0	0	1	2	1	0	214
	小 計	10	87	0	0	2	0	3	1	0	873
合 計		55	547	0	3	5	2	52	41	2	1,878



### Ⅲ. 各モードの意見・要望の内訳

区分	運行(運航)	運賃等	切符販売等	情報提供	接遇	施設整備	バリアフリー	自家用自動車	その他	合計
旅客鉄道	2	2	1	3	8	3	4	-	6	29
バス	42	14	0	66	10	2	0	6	26	166
ハイヤー・タクシー	62	21	1	37	60	3	0	5	56	245
航空	0	0	0	0	0	0	0	-	0	0
旅客船	0	6	0	0	1	0	0	-	4	10
合計	106	43	2	106	79	8	4	11	92	450



#### IV. 利用者の声・ニーズへの対応事例

##### 【事例1】禁煙タクシー内の煙草臭について

車内禁煙の掲示のあるタクシーに乗車した際、明らかに煙草臭がした。また構内禁煙と明示してある場所のタクシー乗り場においても客待ち中に堂々と喫煙している乗務員の姿が目につくため、指導してほしい。



禁煙タクシーについては、乗務員を含め車内での喫煙は法令等により禁止・制限されている一方で、運転前の車外での喫煙については特段制限を設けていないのが現状です。しかしながら、運転直前に喫煙をしていれば、衣服などに付着した煙草臭が車内に充満してしまうことが予想されます。快適な禁煙タクシー車両の提供は事業者としての責務であることから、車外での喫煙方法についても見直しサービスの向上に努めるよう指導を行いました。

##### 【事例2】バス停の臨時時刻表掲示について

バス停で路線バスを待っていたが、時刻表の時刻をかなり過ぎて来ない。おかしいと思って周囲を確認したところ、バス停の裏側に年末年始時刻表というのが吊るされており、バス停表側の時刻表とは全く異なる時刻表があった。重要な時刻表を、利用者が容易に気付かないバス停の裏側に吊るすのはいかがなものか。バス会社へバス停の表側にわかりやすく変更内容を掲示するよう指導をお願いしたい。



事業者へ確認したところ、正月ダイヤのような臨時の場合については、掲示スペースが不足することがあるので吊して表示をしていたのであり、あえて裏側へ掲示していたものではなく、表側に掲示していたものが風などにより反対側へ行ってしまったのではないかとのことでした。当方からは、不可抗力ではありますが表示が分からず利用者の方が不便な思いをされており、事実としてそのような状態だったことが確認できているため、今後表示を固定する等の工夫を行うことで再発防止に努め、分かりやすい表示とするよう指導を行いました。

中国運輸局では、これからも、公共交通の利便性向上のため、利用者の皆様からの貴重なご意見が反映されるよう努めて参ります。

皆様からのご意見・ご質問、ご感想等をお待ちしております。  
中国運輸局ホームページ「ご意見箱」にお寄せください。

「ご意見箱」 <http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>





## 2. 優良事業者の積極的活用

運輸事業において最も優先すべきは「安全・安心」であり、また、環境対策に積極的に取り組んで社会的貢献を果たすのも運輸事業者の社会的使命です。

**みんなで選ぶ優良事業者  
～人や自然にやさしい会社～**

こうした中、国や関係団体等において安全面、環境面等に関する様々な取組が行われ、その一環として優良な事業者を認定・認証する制度を実施していますが、それらの認知度については十分とは言えない状況です。

そこで、中国運輸局では、各種認定・認証制度等について周知を図り、利用者の皆様に優良事業者の積極的利用を働きかける取組を行っています。

### 「みんなで選ぶ優良事業者」

各制度の概要・認定基準等については中国運輸局ホームページに掲載しております。

URL：<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/kousei/yuryou.html>



優良個人タクシー事業者  
認定制度



モーダルシフト取組  
み優良事業者公表制度



グリーン経営認証



貸切バス事業者  
安全性評価認定制度



タクシーマナーアップ  
宣言認定制度  
(A-タクシー)



下関おもてなし  
タクシー認定制度  
(幸ふくタクシー)



優良トラック  
ルーム認定制度



貨物自動車運送事業  
安全性評価事業  
(Gマーク)



エコルール  
マーク認定



エコシップマーク  
認定制度



船員労働災害防止  
優良事業者認定制度



船員災害防止協会  
優良会員認定制度



引越事業者  
優良認定制度

### 3. 公共交通利用マナー向上の取り組み

公共交通における、利用者側に起因する迷惑行為や暴力行為などの問題を解決するため、各地の主要駅や公共交通教室等のイベントの場で、事業者と連携して一般市民に対して公共交通を利用する際のマナーアップの呼びかけを行っています。

平成28年度は、新入生や転入生の多い4月を「マナーアップ推進月間」とし、中国地方で初めて、各公共交通機関が一斉に啓発活動を行いました。また、4月15日には、主要な旅客施設においてチラシ等の啓発グッズを配布する街頭キャンペーンを行いました。今回は広島都市圏のみでの実施でしたが、今後中国5県へ広げていく予定です。

#### 《街頭キャンペーン概要》

- ◎ 日時・場所 平成28年4月15日(金) 午前 7:45～ 午前 8:30  
JR広島駅南口、JR五日市駅北口、広島港宇品旅客ターミナル  
平成28年4月15日(金) 午後 4:30～ 午後 5:30  
アストラムライン新白島駅、広島バスセンター
- ◎ 参加団体 交通事業者：西日本旅客鉄道(株)、広島電鉄(株)、広島高速交通(株)  
各バス事業者、各タクシー事業者、各旅客船会社  
公共交通事業者団体：中国地方鉄道協会、公益社団法人広島県バス協会  
一般社団法人広島県タクシー協会  
広島県個人タクシー協会、広島県旅客船協会  
行政機関：中国運輸局

#### 《各公共交通機関作成の啓発ポスター・配布の様子》



ひと声マナーはじめよう！  
「この席どうぞ」  
「お困りですか」  
「お手伝いしましょうか」

## 4. ITを活用した地域公共交通の確保支援（WEB ComPASS）

近年、過疎化や高齢化が進む中山間地域等では、民営バス事業者の撤退、市町村合併に伴うバス路線の再編など地域公共交通が置かれている環境が大きく変化し、地域バスの運行計画の見直しの必要性が増してきています。

この状況に対応するため、地域バス運行計画策定支援ソフトとして「WEB ComPASS」を開発、自治体等へ提供して、地域公共交通の利便性向上への取組を支援しています。



### WEB ComPASS の概要

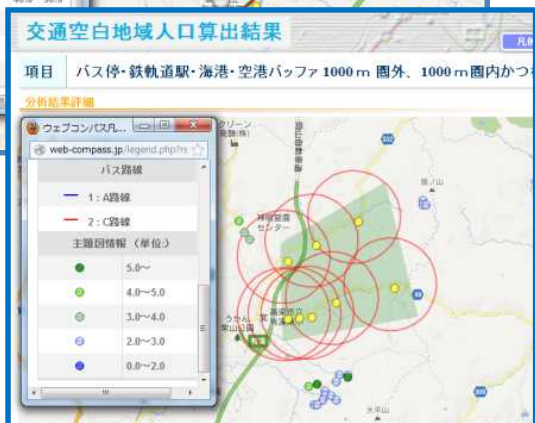
- 需要予測システム
- 運行経費予測システム
- 各評価指標予測システムにより、

採算性、集落ごとの暮らしやすさ、顧客満足度、平等性を分析して、運行計画の評価ができます。

需要予測結果

延べ利用者数 1,372 人/月  
収入 326,559 円/月

ID	集落名	延べ利用者数 (人/月)	集落人口 (人)	最寄バス停名		最寄目的地名		延べ利用者数 (人/月)	
				距離(km)	運行本数 (往復/日)	距離(km)	運行(P/回)		
14	安元	89	56	石寺	5.0	南澤地域	2.9	240	500
15	上横見	70	40		1.0	谷目地1	1.9	0	500
28	川原上	206	93	川原	0.1	南澤地域	2.8	290	500
29	川原下	188	82	下植	0.2	南澤地域	4.1	250	500
30	金堂	141	51	金堂	0.1	南澤地域	3.7	300	500



交通空白地域人口算出結果

項目	算出値
範囲内人口 (人)	209,022 人
1000 m バッファ外人口 (人)	385,041 人
1000 m バッファ内かつ標高差 20 m 以上の人口 (人)	95,021 人
交通不便地域人口 (人)	471,664 人

新規登録のお申し込みはこちらから  
<http://web-compass.jp/>

## 5. バス・路面電車ロケーションシステムの導入

### バス・路面電車ロケーションシステムとは

バス車両や路面電車に GPS 車載器・無線通信機器を搭載し、取得したデータを基にバスや路面電車のリアルタイムな運行位置や、到着予測時刻などを案内するシステムです。

バスや路面電車は鉄道と異なり、交通渋滞等の影響を受けやすく、計画通り運行出来ない事もあります。そんな時、バス停や電停で待っている間に、停留所のディスプレイやスマートフォン等からリアルタイムな情報が手に入ったら便利だと思いませんか？

#### バス

平成 27 年 3 月から、路線バスの遅れ具合や待ち時間などが停留所のディスプレイに表示される「バスロケーションシステム」が広島市や呉市などを中心に導入されました。



スマートフォンへの表示



広島市内中心部 バス停

対象路線で運行するバスには、GPS装置を搭載し、位置情報を常時発信することで「定時運行」とのずれを確認でき、個別のバスごとに把握した運行状況をリアルタイムで利用者に提供できるようになりました。バス停のディスプレイでは、発着する路線ごとに次に着くバスについて行き先、定時の発車時刻、遅れ具合、待ち時間（到着予想時刻）などを表示します。さらに、お手持ちのスマートフォン等では、利用バス停を選ぶとそのバス停に止まる表示対象路線の待ち時間、利用するバスを選ぶと現在どこを走っているかが表示されます。

ディスプレイは、平成29年3月末現在、広島・呉エリアの主要なバス停留所に69基、待合所に3基整備されており、スマートフォン等携帯情報端末においても運行状況の閲覧が可能です。今後、対象路線やバス停のディスプレイが増えて行く予定となっております。

#### 路面電車

岡山市中心部では、路面電車の電停に設置されたマルチタッチ対応のデジタルサイネージ（電子看板）に、電車のロケーション情報を表示し、外国人や耳の不自由な方でも視覚的に分かるよう配慮しています。デジタルサイネージは、岡山市内中心部の電停に平成29年3月末現在、9基整備されており、お手持ちのスマートフォン等からも電車ロケーション情報の閲覧が可能です。



岡山市内中心部 路面電車電停

## 6. 公共交通事故被害者等支援の取り組み

従来から、国に対して航空、鉄道、船舶等の公共交通による事故の被害者等の方々から、事故状況や事故原因に関する情報提供、心のケアなどの支援のあり方を検討して欲しいとの要請が継続的に寄せられていました。

こうした声を受け、「公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会」で、国の役割の明確化が提言され、平成24年4月に国土交通省に「公共交通事故被害者支援室」が設置され、公共交通事故被害者等に対する支援の常設窓口が開設されました。

(総合政策局安心生活政策課内 電話 03-5253-8969)

### (1) 主な業務

#### 【事故発生直後の対応】

○事故被害者の搬送先病院等において支援活動、相談窓口の周知活動（**コンタクトカード**※等の配布）を実施します。

※事故による被害者や家族に対して、情報提供等相談窓口の連絡先等を速やかに伝達するツールとして、本省相談窓口の連絡先を記した名刺サイズのカード。

○常設の窓口のほか、必要に応じ事故現場の近くなどに相談窓口を設けて被害者等からの相談・要望に対応します。

#### 【事故発生後、中長期的対応】

○窓口における被害者等からの生活支援・経済支援・心身のケア等に関する相談への対応およびコーディネートをします。

○事故調査、安全対策等に係る被害者等への説明会を開催します。

#### 【平時における対応】

○関係機関等とのネットワーク構築（警察、消防、医療機関、地方公共団体、日本赤十字社、被害者団体、「心のケア」専門家、犯罪被害者支援関係 NPO 等）を行っています。

○交通事業者による被害者等支援計画の策定促進を行っています。

### (2) 公共交通事故被害者等支援フォーラム

安全意識の啓発や公共交通事業者による被害者等支援計画の策定をより一層進めていく必要があるため、業界団体や事業者、一般の方を対象とした「公共交通事故被害者等支援フォーラム」を開催し、安全対策や被害者支援についての国の取り組みの紹介などを行っています。

平成28年11月18日（金）、広島合同庁舎1号館附属棟2階大会議室（広島市）で開催しました。

※ 「トピックス」で詳細をご覧ください。



### (3) 支援対応事例

平成28年1月15日早朝に発生した「軽井沢スキーバス転落事故（乗員乗客41人中15人が死亡、生存者も全員負傷）」において、北陸信越運輸局及び関東運輸局が速やかに対応し、そのことが翌日の新聞等でも取り上げられました。混乱の最中にある被害者等の方々への確かな相談先を紹介するなど、「つなぎ役」として長く寄り添う被害者支援が期待されています。

近年の中国運輸局管内での事例としては次のようなものがあります。今後もこのような事故が発生した場合は、情報提供と心身のケアを車の両輪とした「被害者に寄り添う」支援を心がけていきます。

【JR西日本山陽本線八人山踏切事故】平成27年2月13日（金）早朝：衝突事故

【浜田自動車道マイクロバス追突事故】平成27年3月26日（木）夕方：衝突事故

## 7. 地域住民が主体となった公共交通利用促進の取り組み

広島都市圏で昭和50年代に造成された団地は、人口減少や高齢化が一斉に進行しており、それに伴って起こる交通環境や買物環境等の生活利便性の低下といった様々な問題が顕著に表れています。このような状況の中、利用者自らが公共交通の存続に貢献できる取組として、「自治会等の地域が主体となって取り組む」ことをコンセプトとし、MM（モビリティ・マネジメント）の手法を導入し、中国管内では初めて、交通事業者・自治体などが参加したワーキング形式で利用促進策の検討を行いました。

### 【地域が主体となった取組を徹底して行う】

- ・運行対策費補助やデマンド交通などの新交通サービスを、行政が主導して事業者任せにするという従来の手法ではなく、地域住民自らが公共交通の維持・発展に積極的に取り組み、そこに関係する事業者や行政が連携して行う。
- ・それぞれの立場でできることを、知恵を出してやる。継続できる体制を整える。
- ・マイカーへの依存を続け、現状のまま何もしなければバス路線の維持が難しくなるといった負の情報を自治会長名で自治会報から発信する。

### 【平成28年度の実施内容】

取組	内容
第1回 ワーキンググループ 7/27	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民のバス利用の現状や地域の課題分析</li> <li>・解決策を検討</li> <li>・MM（モビリティ・マネジメント）の手法を取ることを確認</li> </ul>
第2回 ワーキンググループ 10/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民主体のMMに取り組んだ事例紹介</li> <li>・自治会長名での自治会報、アンケートなどの案の確認</li> <li>・高齢者及び子供を対象としたバスの乗り方教室開催を確認</li> </ul>
事業の実施	11/22 自治会長名で自治会報、アンケートなどを全戸配布 12/17 あさひが丘団地においてバスの乗り方教室実施
第3回 ワーキンググループ 2/17	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート分析結果の確認</li> <li>・行動変化（バス利用状況）の確認</li> <li>・継続できる体制を整える</li> </ul>



◆ 交通施設や心のバリアフリーを推進します ◆

1. 交通バリアフリー化の現状概要

バリアフリー法 基本方針での目標  
 〈平成32年度(2021年3月)末までの達成目標〉

2011年3月に「基本方針」改正により示された目標

○移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、建築物等について、平成32年度末を期限とした新しい目標を設定しました。

旅客施設について、「5,000人以上/日」を「3,000人以上/日」の施設に拡大しました。ホームドア又は内方線付き点字ブロック等の整備目標を新たに設定しました。

○旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の全ての鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナルについて、原則として

- ・段差の解消
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ・障害者用トイレの設置

等のバリアフリー化を実現する。

(3,000人未満の旅客施設については、可能な限りの実施とする。)

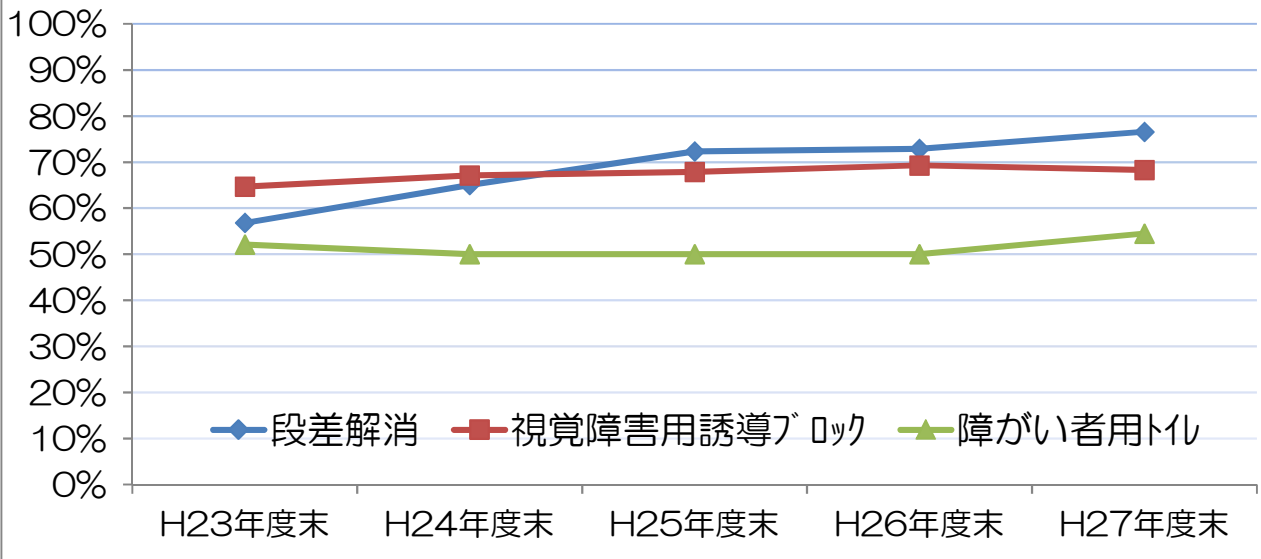
○車両等

車両等の種類	車両等の総数	2021年度末までの目標
鉄軌道車両	約52,000両	約70%の車両(約36,400両)をバリアフリー化
バス車両	約50,000台	約70%(約35,000台)をノンステップ化
	高速バス等の適用除外認定車両(約10,000台)	約25%(約2,500台)を車いす利用者の円滑な乗降装置の導入等に
福祉タクシー	11,165台(平成21年度)	約28,000台を導入 (※UDタクシー含む)
旅客船	約800隻	約50%の旅客船(約400隻)をバリアフリー化 5000人以上の旅客船ターミナルに就航する船舶は原則全てバリアフリー化

※UDタクシー：ユニバーサルデザインタクシー

全ての人々が快く利用できるように、主要ターミナルにおける複数ルートのバリアフリー化や「心のバリアフリー」等、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会を見据えた更なる取組を進めていきます。

## 旅客施設（鉄軌道駅・バス・旅客船ターミナル）バリアフリー化率



	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末
段差解消	56.8%	65.0%	72.3%	72.9%	76.6%
視覚障害用誘導ブロック	64.7%	67.1%	67.9%	69.3%	68.3%
障がい者用トイレ	52.1%	50.0%	50.0%	50.0%	54.5%

○旅客施設（1日当たりの平均的な利用者数 3,000人以上（※H23年度まで5,000人以上））

### 【段差の解消】

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準（段差解消）に適合している旅客施設数
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末		
<b>鉄軌道駅</b>							
広島県	48.3%	60.9%	69.0%	69.0%	74.4%	90	67
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	87.5%	88.0%	87.0%	88.5%	89.3%	28	25
山口県	25.0%	25.0%	50.0%	50.0%	50.0%	16	8
小計	54.9%	63.4%	71.2%	71.9%	75.7%	140	106
<b>バスターミナル</b>							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
山口県	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
<b>旅客船ターミナル</b>							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
合計	56.8%	65.0%	72.3%	72.9%	76.6%	145	111



〔視覚障害者誘導用ブロックの設置〕

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準（誘導用ブロックの設置）に適合している旅客施設数
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末		
<b>鉄軌道駅</b>							
広島県	51.7%	56.3%	57.5%	59.8%	58.9%	90	53
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	87.5%	80.0%	82.6%	80.8%	78.6%	28	22
山口県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	16	16
小計	65.4%	67.9%	68.9%	70.4%	69.3%	140	97
<b>バスターミナル</b>							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
山口県	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
<b>旅客船ターミナル</b>							
広島県	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	4	1
<b>合計</b>	<b>64.7%</b>	<b>67.1%</b>	<b>67.9%</b>	<b>69.3%</b>	<b>68.3%</b>	<b>145</b>	<b>99</b>

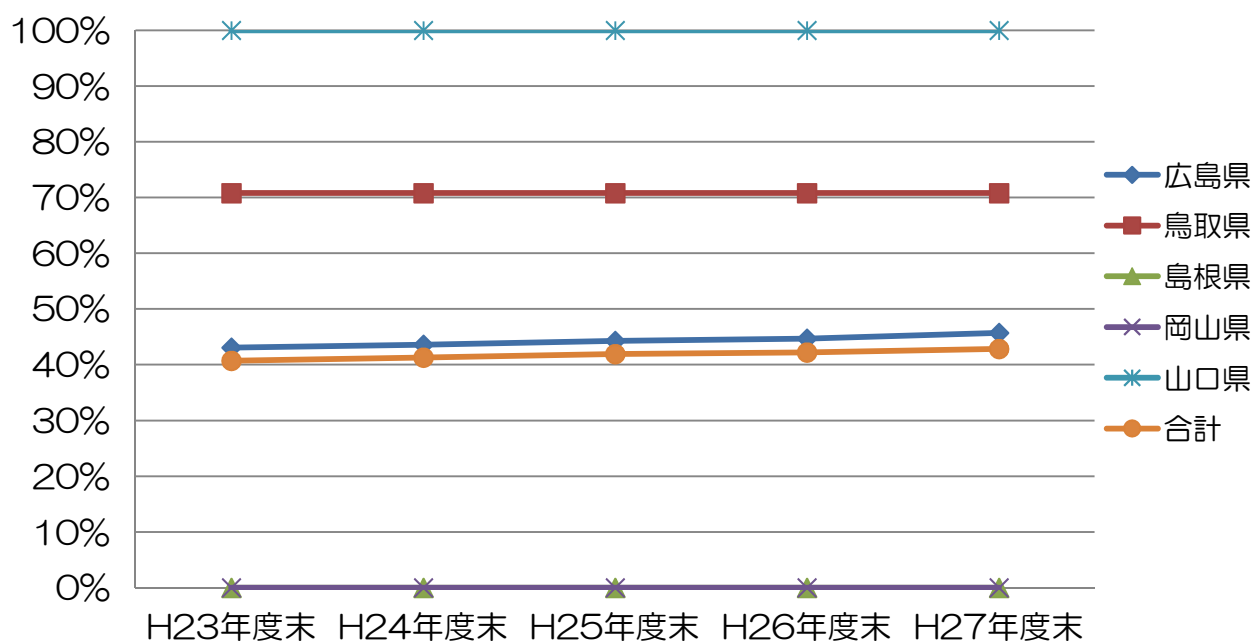
\*旅客船ターミナルについては、ターミナル建物内にブロックが整備されていても、棧橋までの間が整備されていないものは含まない。（H23年度～）

〔障害者用トイレの設置〕

	全体に対する割合					総施設数	移動円滑化基準（障害者用トイレの設置）に適合している旅客施設数
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末		
<b>鉄軌道駅</b>							
広島県	42.0%	38.9%	38.9%	40.7%	42.1%	57	24
鳥取県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	3	3
島根県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	2	2
岡山県	68.4%	65.0%	66.7%	70.0%	70.0%	20	14
山口県	53.3%	50.0%	50.0%	56.3%	56.3%	16	9
小計	52.2%	49.5%	49.5%	52.6%	53.1%	98	52
<b>バスターミナル</b>							
広島県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
山口県	100.0%	100.0%	-	-	-	-	-
小計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1	1
<b>旅客船ターミナル</b>							
広島県	66.7%	66.7%	66.7%	100.0%	100.0%	2	2
<b>合計</b>	<b>53.8%</b>	<b>50.5%</b>	<b>50.5%</b>	<b>54.1%</b>	<b>54.5%</b>	<b>101</b>	<b>55</b>

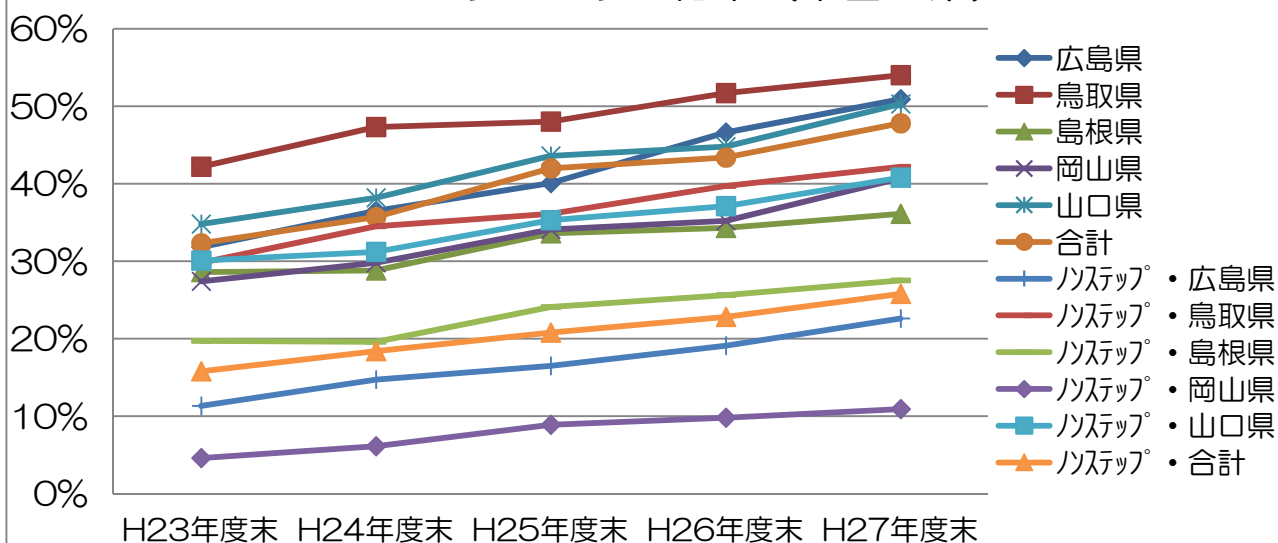
\*総施設数については、トイレを設置していない施設を除く。

### 鉄道・軌道車両のバリアフリー化率（中国5県）



	全体に対する割合					総車両数	移動円滑化基準適合車両数
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末		
鉄軌道車両（※JR西日本の車両は含まれていません。）							
広島県	43.1%	43.6%	44.3%	44.7%	45.7%	446	204
鳥取県	70.8%	70.8%	70.8%	70.8%	70.8%	48	34
島根県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20	0
岡山県	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	47	0
山口県	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	4	4
合計	40.7%	41.3%	41.9%	42.2%	42.8%	565	242

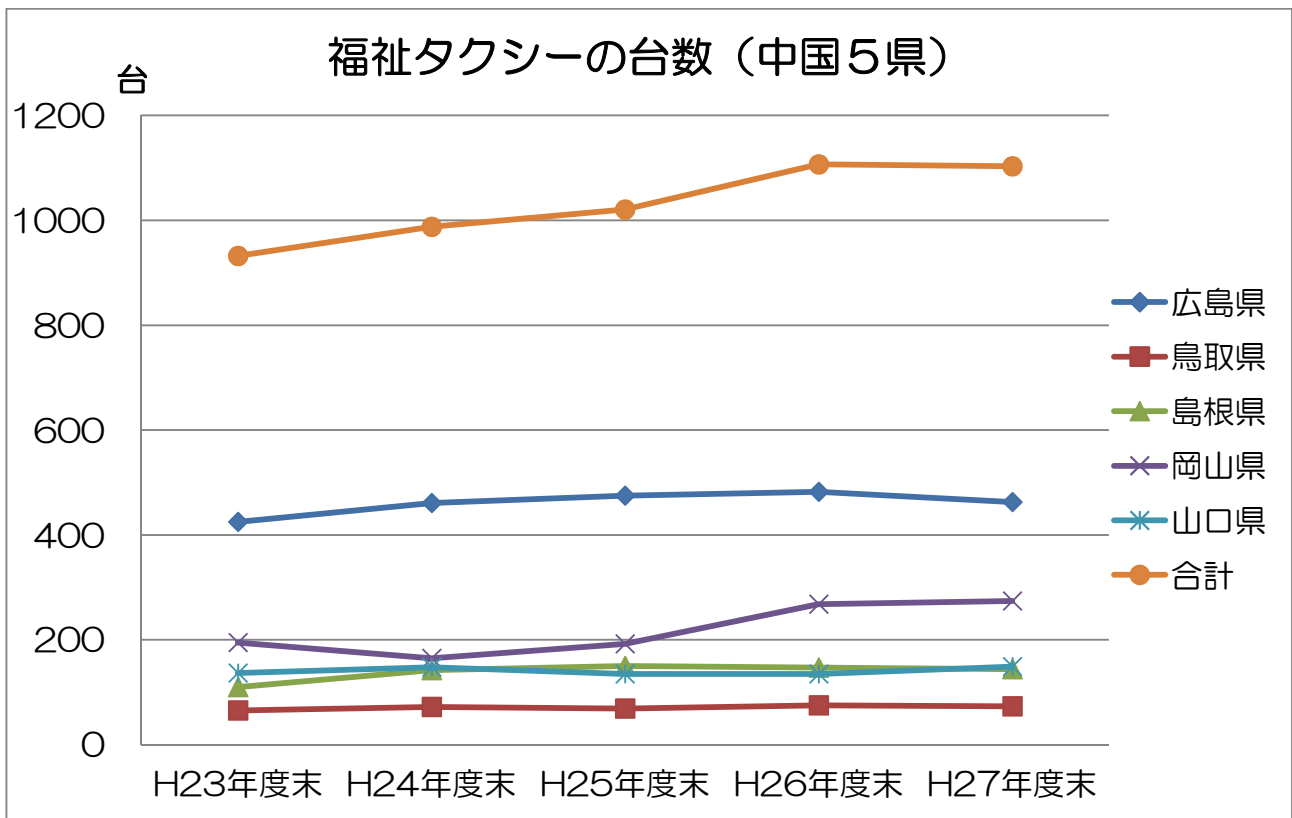
## バスのバリアフリー化率（中国5県）



	全体に対する割合					総車両数	移動円滑化 基準適合車 両数
	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末		
<b>低床バス</b>							
広島県	31.8%	36.5%	40.1%	46.6%	50.9%	1,857	946
鳥取県	42.2%	47.3%	48.0%	51.7%	54.0%	315	170
島根県	28.6%	28.8%	33.6%	34.3%	36.1%	396	143
岡山県	27.4%	29.8%	34.1%	35.2%	40.7%	708	288
山口県	34.8%	38.2%	43.6%	44.8%	50.3%	721	363
合計	32.3%	35.7%	42.0%	43.4%	47.8%	3,997	1,910
<b>うちノンステップバス</b>							
広島県	11.3%	14.7%	16.5%	19.1%	22.6%	1,857	420
鳥取県	29.8%	34.5%	36.1%	39.7%	42.2%	315	133
島根県	19.7%	19.6%	24.1%	25.6%	27.5%	396	109
岡山県	4.6%	6.1%	8.9%	9.8%	10.9%	708	77
山口県	30.1%	31.2%	35.3%	37.1%	40.8%	721	294
合計	15.8%	18.4%	20.8%	22.8%	25.8%	3,997	1,033

※ 国土交通省は、平成 25 年度から、ノンステップバス導入率を対象車両数（総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数）に対する比率で公表している。

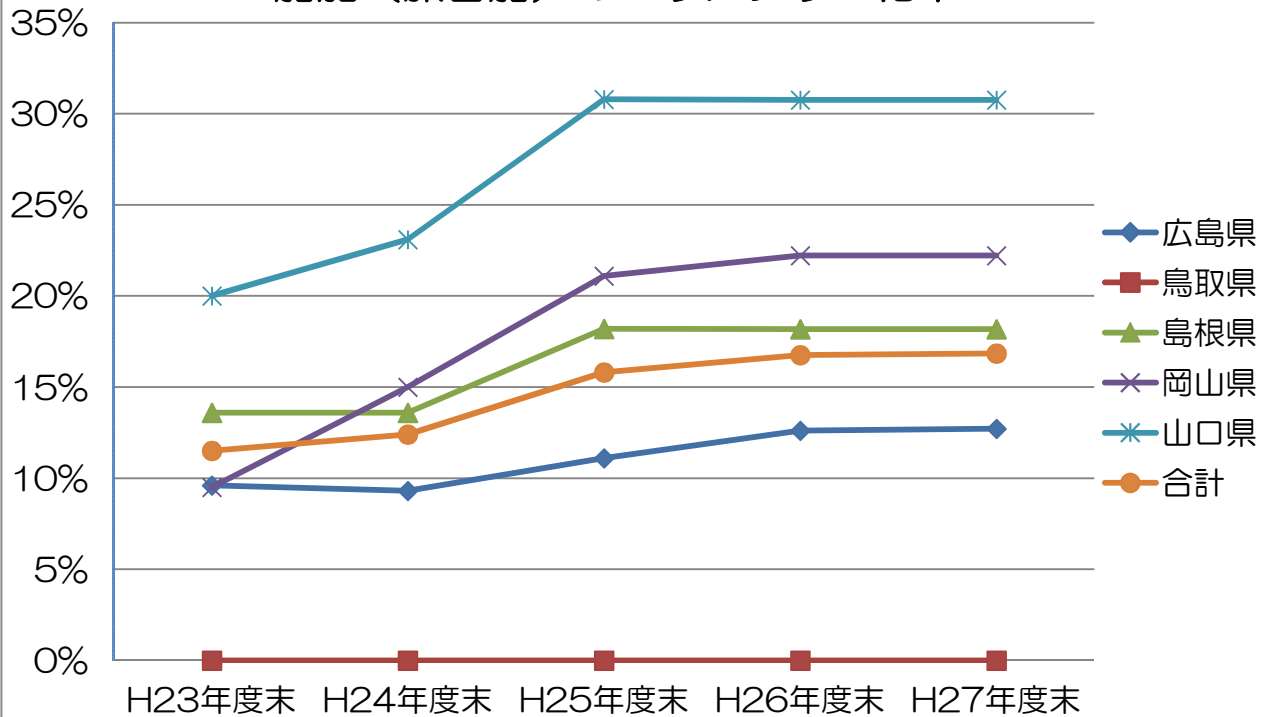
	H26 年度末		H27 年度末	
	対象車両数	導入比率	対象車両数	導入比率
広島県	1,380	25.9%	1,373	30.6%
鳥取県	209	59.8%	209	63.6%
島根県	325	31.1%	337	32.3%
岡山県	496	14.3%	497	15.5%
山口県	355	73.8%	391	75.2%



※タクシーの目標値は、「適合車両数」の総数のみのため、「全体に対する割合」は省略。

	移動円滑化基準適合車両数					総車両数
	H23 年度末	H24 年度末	H25 年度末	H26 年度末	H27 年度末	H27 年度末
<b>福祉タクシー</b>						
広島県	425	461	475	482	461	461
鳥取県	65	72	69	75	73	73
島根県	110	142	150	147	144	144
岡山県	195	165	192	268	274	274
山口県	137	148	135	135	149	149
合計	932	988	1,021	1,021	1,101	1,101

### 船舶（旅客船）のバリアフリー化率



	全体に対する割合					総隻数	移動円滑化 基準適隻数
	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H27年度末		
<b>旅客船</b>							
広島県	9.6%	9.3%	11.1%	12.6%	12.6%	119	15
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-
島根県	13.6%	13.6%	18.2%	18.2%	18.2%	22	4
岡山県	9.5%	15.0%	21.1%	22.2%	22.2%	18	4
山口県	20.0%	23.1%	30.8%	30.8%	30.8%	26	8
合計	11.5%	12.4%	15.8%	16.8%	16.8%	185	31

## 2. 移動等円滑化基本構想

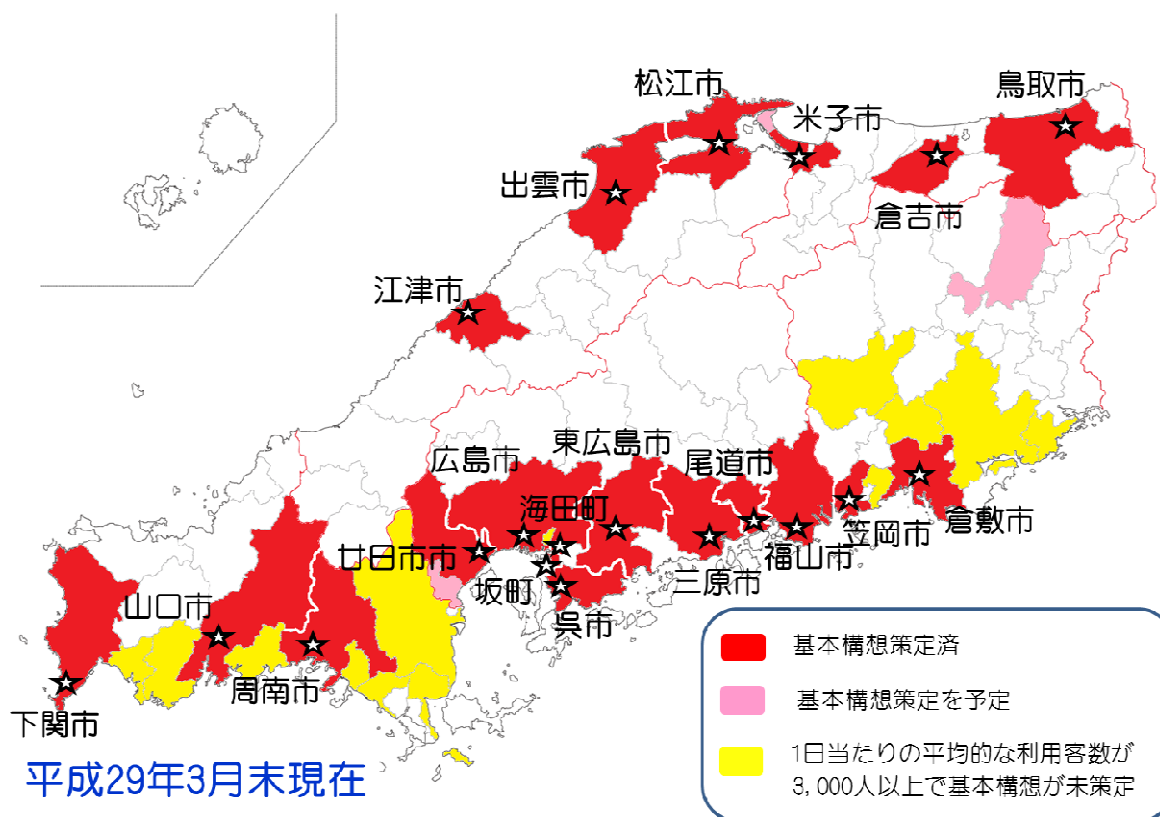
移動等円滑化基本構想とは・・・

「重点整備地区」において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成する整備計画・方針のことです。

\*重点整備地区とは

旅客施設（駅・ターミナル）を中心とした地区や高齢者・障害者等が利用する施設（例：商業施設・病院・市役所等公共施設）が集まった地区のことです。

### 中国地方の移動等円滑化基本構想策定状況



### 3. バリアフリー教室の開催

高齢の方や障害のある方にとって、公共交通機関の利用は時に負担となってしまいます。こうした場面に直面した際に、誰もが自然に快くサポートできる『心のバリアフリー』社会を醸成するため、各地で「バリアフリー教室」を開催しています。

講座や疑似体験を通して、知的障害・発達障害・精神障害等の理解と一人ひとりの違いや多様性を受け入れることの大切さを伝えていきます。

開催内容：車いす・視覚障害者・高齢者の疑似介助体験、障害当事者の講演、当事者を交えたフリートーキング等

県名	日時	場所	参加者
山口	平成28年5月20日	山口県立山口高校	定時制高校生及び教員 50名程度
広島	平成28年6月24日	広島市立鈴張小学校	小学3年生 25名
	平成28年10月24日	三原市立沼田東小学校	小学4年生 46名
岡山	平成28年10月24日	倉敷市役所	おもてなしマイスター受講者 36名
	平成28年11月17日	倉敷市役所	おもてなしマイスター受講者 50名



「のりたろう」の登場で子供たちは釘付けです



バリアフリーリーダーの話を真剣に聴きます



初めての車いすの乗車体験と介助体験です



相手の気持ちになって介助します



乗務員が介助して車いすをバスに乗せます



車内で車いすをこうやって固定するんだ

#### 4. バス・電車の乗り方や交通安全教室等の開催

高齢化が進行する中、地域における移動手段として大切な役割を担っている公共交通機関の利用促進と、誰もが安全に、安心して利用できることを目標に、「バス・電車の乗り方教室」を開催しています。

特に小学生と高齢者を対象とした教室に力を入れています。

開催内容：乗降車体験・車内マナー・運賃学習・ICカード使用体験・交通安全・環境学習等

県名	日時	場所	参加者
広島	平成28年9月19日	広島市中小企業会館	ひろしまバスまつり来場者 約150名
	平成28年5月12日ほか (中国運輸局主催、事業者主催・中国運輸局協力)	福山市長浜公民館 ほか4箇所	65歳以上 25名 ほか4回分 約180名
岡山	平成28年 5月20日ほか 岡山市内小学校8箇所で開催 (支局主催、岡山市・事業者・支局協力)	岡山大学附属小学校 ほか8箇所	岡山大学附属小学校児童 105名 ほか 8回分(児童) 414名
	平成28年10月23日 (支局主催・事業者協力)	岡山運輸支局	ハートフル・マイカーフェスティバル来場者 約150名
山口	平成28年4月15日 (山口市主催、中国運輸局協力)	仁保地域交流センター	高齢者 17名
	平成28年4月17日	おのだサンパーク	やまぐちバス博来場者 60名
	平成28年7月12日 (サンデン交通主催・中国運輸局協力)	下関市立玄洋公民館	高齢者 70名



あさひが丘団地で開催



ひろしまバスまつりで開催



## 5. 環境保全及び交通バリアフリー等局長表彰

中国運輸局管内における環境保全、または交通バリアフリー等の推進に多大なる貢献が認められた個人又は団体を表彰し、優れた取組を広く普及・奨励することを目的として、平成19年度から「中国運輸局環境保全及び交通バリアフリー等関係表彰」を行っています。平成28年度の表彰は、11月14日（月）中国運輸局にて執り行いました。

今年度は、環境部門の3者を表彰しました。福山通運株式会社は、東京～大阪間、および東京～西岡山・東福山間において専用貨物列車の運行による鉄道へのモーダルシフトを行ったこと、双葉運輸株式会社は全車両にデジタルタコグラフ等のエコドライブ管理システムを搭載し、乗務員への指導・教育等を効果的かつ継続的に行い、輸送にかかるエネルギー効率を大きく改善したこと、また、株式会社トクヤマロジスティクスは、トラックが主体であった輸送形態を鉄道・海上輸送へモーダルシフトし、輸送効率の向上及び輸送回数を削減したことにより、それぞれCO<sub>2</sub>排出量削減に積極的に取り組まれたことが受賞理由です。

地球温暖化を巡っては、新たな国際的な枠組「パリ協定」が平成28年11月4日に発効し、日本は、2030年までに2013年比で温室効果ガスの排出量を26%削減する目標を掲げており、国内の排出量の約2割を占める運輸関係の排出する温室効果ガスも削減することが求められています。

中国運輸局では今後も関係者と連携しつつ、公共交通利用促進やモーダルシフトの取組等の運輸部門における環境対策、そして高齢者、障害者等の移動及び施設利用の安全性確保・利便性向上、また外国人旅行客に親切な案内（言葉のバリアフリー）などに積極的に取り組んでいきます。



双葉運輸(株) 社長



(株)トクヤマロジスティクス 社長



福山通運(株) 社長



◆ 地方自治体などと連携して取り組んでいます ◆

1. 広島県と島根県にて「バリアフリー等地域連絡会議」を開催



広島県会議の様子

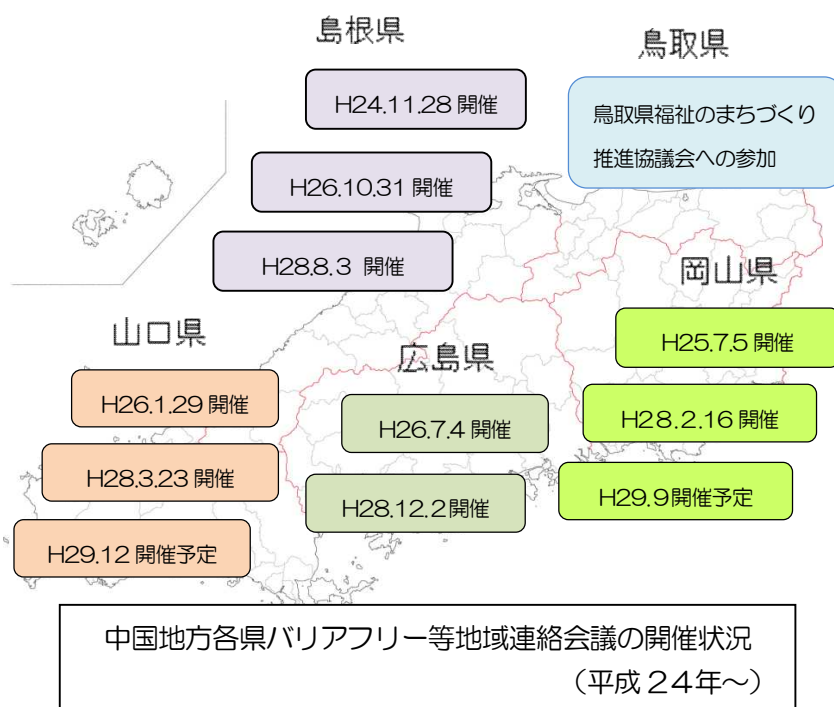


島根県会議の様子

県単位のバリアフリー等地域連絡会議は、平成22年度の島根県会議を皮切りに、岡山県、山口県、広島県（鳥取県については鳥取県福祉のまちづくり推進協議会に鳥取運輸支局が参加）と立ち上げ、昨年度は、広島県と島根県において開催しました。それぞれの会議では、構成員からのバリアフリーに関する取組状況の紹介と各県のバリアフリーリーダーの承認があり、島根県会議においては、平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、広島県会議では視覚障害を持つ方のホーム転落事故を受けて施設の整備等について、意見交換が行われました。

出された様々な意見については、構成員の共通認識として共有され、各施設設置者等の今後の参考となるものとなりました。また、障害者差別解消法施行に伴い、国・地方自治体は法的義務として、民間事業者は努力義務として合理的配慮が求められるようになることから、この法に対応するためにも意見交換の内容を取り組みに生かしていくことを確認しました。

今後も、順次各県において開催して行きます。



## 2. バリアフリーリーダーの紹介

**バリアフリーリーダー**とは、国土交通省が行うバリアフリー教室やバリアフリーに関する講演・セミナー等の啓発活動において講師として協力していただく方です。

バリアフリーやユニバーサルデザイン等の分野において先進的に活躍されている方を、各県のバリアフリー会議構成員からの推薦により選任します。（※順不同、中国管内 計16名）

### 広島県

いまい としよ  
**今井 敏代 氏**

【所属】 盲導犬の理解をすすめる「キキ」の会/理事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*著書「盲導犬キキ 風のように光のように」（かもがわ出版）  
\*盲導犬ユーザーとして学校や企業のバリアフリー教室等で講演。  
盲導犬写真展開催等

ささはら よしあき  
**世原 義昭 氏**

【所属】 あさきた相談支援センターウイング/センター長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*社会福祉協議会のボランティア講座入門講座講師  
\*共同作業所 喫茶ウイング開設。「ウイング劇団」の演劇。地域貢献活動展開。

もり かつとし  
**森 勝利 氏**

【所属】 特定非営利活動法人 呉サポートセンターくれしェンド/理事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*呉市移動円滑化基本構想検討委員会/委員（平成13年）  
\*観光バリアフリーの推進、呉バリアフリーツアーセンター開設・運営（平成22年～）

いのうえ かすなり  
**井上 一成 氏**

【所属】 社会福祉法人もみじ福祉会/理事長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*共同作業所の運営と障害者施設の向上に関する取組。  
\*知的・精神障害理解の啓蒙活動（作業所開放、講演等）。  
\*障害者スポーツの運営・振興。

やまおか しゅんいち  
**山岡 俊一 氏**

【所属】 呉工業高等専門学校 環境都市工学分野/准教授  
日本福祉のまちづくり学会中国四国支部/幹事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*駅施設や生活道路のユニバーサルデザイン・防災の研究  
\*福祉のまちづくりや交通バリアフリーに関する教育、観光バリアフリーの推進。

5名

### 島根県

たなか りゅういち  
**田中 隆一 氏**

【所属】 特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい/理事・事務局長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*観光バリアフリー推進、バリアフリーマップ作成、情報提供。  
\*/バリアフリー映画や演劇の上演支援・講演活動、障害者向け機器・サービスの開発。

みわ としはる  
**三輪 利春 氏**

【所属】 特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい/理事長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*盲導犬の理解を深めるための講演活動。  
\*観光バリアフリーの推進・バリアフリー情報の提供、バリアフリー映画や演劇の上演支援。  
\*障害者パソコン講習会、障害者向け機器・サービスの開発・立体触覚地図の研究。

2名

# 岡山県

ふじた つとむ  
**藤田 勉 氏**

【所属】公益財団法人岡山県身体障害者福祉連合会／会長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*身体障害者福祉推進等の活動や障害者団体の運営指導  
\*岡山県障害者計画の策定や障害者施設の推進に参画し、地域福祉の向上に尽力

かたおか みさこ  
**片岡 美佐子 氏**

【所属】社会福祉法人岡山県視覚障害者協会／会長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*倉敷市バリアフリー市民会議コーディネーター、倉敷市美観地区バリアフリー推進会議委員として街の点検やソフト対策、身体障害者の相談員として活動。

いのうえ たかあき  
**井上 孝昭 氏**

【所属】社会福祉法人岡山県視覚障害者協会／常務理事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*高等学校、大学・短期大学の介護福祉科講師。  
\*中途失明者の支援のための相談活動、視覚障害者の生活向上活動など。

あやへ さゆり  
**綾部 小百合 氏**

【所属】特定非営利活動法人岡山県精神障害者家族会連合会／常務理事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*岡山県内の家族会、当事者会への情報提供及び支援  
\*岡山県障害者施策推進協議会委員としてパーキングパーミット制度導入に参加。

4名

# 山口県

みやたけ みえこ  
**宮竹 美絵子 氏**

【所属】ユニバーサルデザインオフィス“Luana”  
【主なバリアフリー活動等】  
\*ユニバーサルデザインに関する講演  
\*バリアフリーリフォームプランニング、多目的トイレ設計  
\*山口県ユニバーサル推進協議会委員・山口福祉のまちづくり条例設計マニュアル改訂委員など。

あきやま ちかゆき  
**秋山 史之 氏**

【所属】一般社団法人山口県身体障害者団体連合会／事務局長  
【主なバリアフリー活動等】  
\*「人にやさしい街かど整備事業（山口県）」の実務を担当。  
\*銀行職員への障害者に対する接遇研修講師、施設の新築時の点検・検証・改善提案など。

わく みえ  
**和久 美恵 氏**

【所属】山口県作業療法士会／作業療法士  
【主なバリアフリー活動等】  
\*作業療法士会の住環境福祉機器研究会の講師など。  
\*介護支援専門員や訪問看護従事者・訪問診療関係者への研修講師。

くぼた たかし  
**窪田 高志 氏**

【所属】コ・メディカル学園／作業療法士  
【主なバリアフリー活動等】  
\*補助犬使用者（特に介護犬）の社会参加推進  
\*日本身体障害者補助犬学会などの会員として研修や学会に参加し、関係者・団体と交流。

さわしげ としろう  
**澤重 敏郎 氏**

【所属】一般社団法人山口県手をつなぐ育成会／理事  
【主なバリアフリー活動等】  
\*バリアフリー推進懇話会への参加  
\*福祉教育体験ボランティア講座への参加

5名

### 3. 障害者差別解消法が施行されました

「障害者の権利に関する条約」(条約)の批准に向けた国内関係法令の整備の一環として、平成25(2013)年6月19日に成立し、6月26日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成28(2016)年4月1日に施行されました。

同法では、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

国土交通省も平成27年11月、「国土交通省所管事業における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(対応指針)を作成し公表しています。この指針には、対象事業者が差別の解消に向けた具体的取組を適切に行うために必要な事項について、基本方針に即して作成されています。

障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別であるとされています。

#### 「不当な差別的取扱い」ってなに？

正当な理由がないのに、障害があることでサービスなどの提供の拒否・制限をすることです。

- ※ 正当な理由がある場合とは、その取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたもので、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合であり、個別の事案ごとに判断されます。

#### 「合理的配慮をしない」ってどういうこと？

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があつたにもかかわらず、過重な負担とならない範囲で、社会的障壁を取り除く合理的な配慮をしないことです。

- ※ 過重な負担であるかどうかは、事業の目的を損なわないか、実現可能性があるか、費用・負担の程度などを考慮して、個別の事案ごとに判断されます。

#### 社会的障壁とは？

日常生活や社会生活を送る上で、障害のある人の障壁となるようなことです。

- ※ 街なかの段差は車いすの方には障壁です。他にも、利用しづらい制度、潜在する慣行、偏見などさまざまです。



不当な差別的取扱いをすることは、行政機関も民間事業者(交通事業者等)も禁止されています。また、行政機関は必ず合理的配慮をしなければなりません。民間事業者は合理的配慮をするよう努力することになっています。

区分	行政機関(役所)	民間事業者(交通事業者など)
不当な差別的取扱い	禁止	禁止
合理的配慮	法的義務	努力義務

交通事業者などが適切に対応するために、国は必要な対応指針を事業分野ごとに決めました。また、どんな対応をしたかについて行政機関に報告するよう求められたり、差別をしないように指導・勧告されることがあります。

## 《コラム》 素敵な人を、紹介します

糸賀一雄（いとがかずお）氏は、鳥取市出身で日本の社会福祉に尽力された方で、知的障害のある子供たちの福祉と教育に一生を捧げたことから「**社会福祉の父**」とも呼ばれています。

糸賀氏は、障害の有無に関わらず一人ひとりが輝く存在であり、全ての人に分け隔てなく共に生きることのできる社会こそ豊かな社会であると考えました。戦災孤児や、障害のある子供たちとの「近江学園」での共同生活の中で、人がありのままに存在することの価値を見だし、「**この子らを世の光に**」という言葉を残しています。



資料提供：公益財団法人糸賀一雄記念財団

「弱者こそ、社会を形成しているのだ。『皆が強者の社会』は成り立たない。**弱者がいる世界が当たり前なのだから、お互いに共存することが当たり前なのだ。**」と主張し、そう考えることが社会をつくり世の中のバランスを保つのであるから、「この子らに」ではなく「この子らを」なのだ、と糸賀氏は訴えました。

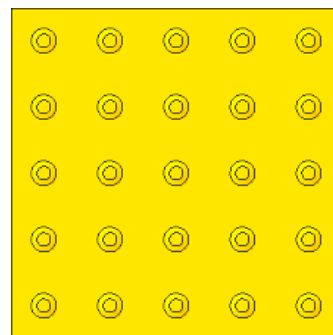
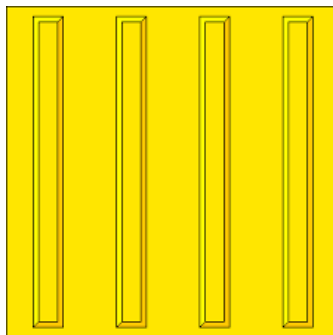
鳥取県から始まった「**あいサポート運動**」の「あいサポートバッジ」のデザインには、糸賀氏の思いが込められた「光」と「暖かさ」のイメージが取り入れられています。

三宅精一（みやけせいいち）氏は、岡山県倉敷市出身で**世界初の点字ブロック**を開発した人です。友人の岩橋英行さんの視力が低下して歩行にも支障をきたすようになったのを知り、何とかしたいという思いのもとに第1号が作られ、1967年に岡山県立盲学校の近くの国道2号線（現国道250号線）の横断歩道前に初めて設置されました。

三宅氏は点字ブロックを理解してもらうため、多大な私財を投じて県や市に点字ブロックを寄贈しましたが、注文はおろか問い合わせの電話さえ無い状態が続いていました。

そんな中、1970年に東京都が、点字図書館や盲人福祉センターや東京ヘレンケラー協会などの視覚障害関係の施設が集中している高田馬場駅東側一帯に点字ブロックを採用し、他に先駆けて障害者福祉の推進へ一歩踏み出しました。さらに、1973年に厚生省（現厚生労働省）が障害者福祉モデル都市事業を制定し、東京都での敷設がモデルケースとなって地方自治体へ広がっていきました。

現在では、道路以外でも、視覚障害者の転落事故防止のため、鉄道駅のホームにも点字ブロックが設置されています。



金子みすゞ（かねこみすず）氏は、山口県長門市仙崎で生まれた童謡詩人です。

大正末期から昭和初期にかけて、26歳で死去するまでに500余編もの詩を綴ったとされています。その多くの作品の中に「私と小鳥と鈴と」という一編があります。この詩の中で金子氏は、一人ひとりが違って、できることできないことがあります、それぞれに良さがあり、かけがえのない存在なのだということを伝えています。

人は、性別や年齢、身体障害などの外見的な違いだけでなく、知的障害・発達障害・精神障害の有無、考え方や性格、好み、生活してきた環境など様々な違いがあります。その違いを受け入れるということ（「多様性の受容（ダイバーシティ）」とも言います。）が、誰もが暮らしやすい社会を作るうえでとても大切なのです。

私と小鳥と鈴と

私が両手をひろげても、  
お空はちつとも飛べないが、  
飛べる小鳥は私のように、  
じべた  
地面を速くは走れない。

私がかからだをゆすつても、  
きれいな音は出ないけど、  
あの鳴る鈴は私のように、  
たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、  
みんなちがつて、みんないい。

ビクター・サンチャゴ・ピネダ氏は、子どもたちに障害者権利条約について分かりやすく伝えるためのUNICEF発行の冊子「わたしたちのできること -It's About Ability- 障害者権利条約の話」を書いた人です。また、ビクター・ピネダ基金を設立し、障害者権利条約の内容を考えた特別委員会に、最年少の政府代表として参加しました。このような活動に取り組んでいる彼自身もまた、筋ジストロフィーにかかっており、移動には車いすを使っています。

彼は、この冊子の中で「障害があることは、悪いことではありません。それを自慢することだってできるのです。私たちはみな違って、誰もがさまざまな能力を持っています。どの子どもも、家庭や学校、そしてコミュニティに、その能力の存在を知らせてくれる大使となることができます。私たちそれぞれが、ほかの人のために役立てられるアイデアや経験、そして能力を持っています。この本を通じて、すべての国の、すべての人々に、あるがままの私たちを受け入れ、尊重してくれるよう、呼びかけたいと思います。」と訴え、同じように障害を持つ若者たちに障害者の権利について教えています。また、一般の人々にも、障害がある若者たちの能力と可能性について理解してもらうため、ビクター・ピネダ基金では「ワールド・エネイブルド・プロジェクト」を立ち上げ、国際連合、世界銀行、そして政府の指導者たちと、すべての人が尊重され、その平等な機会と尊厳が守られるように働きかける活動を進めています。

この冊子は、ユニセフのホームページから見ることができます。

◆ 交通関連の行政相談窓口はこちらです ◆

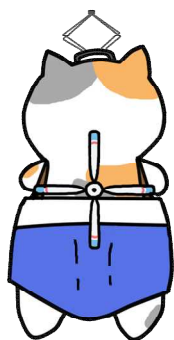
皆さまからのご意見やご質問、ご感想等をお待ちしております。お気軽にご連絡ください。

組 織 名	窓 口	連 絡 先
中国運輸局	消費者行政・情報課	082-228-3499（直通）
広島運輸支局	総務企画担当	082-233-9166 （自動音声案内・「3」）
福山自動車検査登録事務所	登録・検査・整備担当	0849-34-1334
尾道海事事務所	監理担当	0848-23-5235
因島海事事務所	監理担当	0845-22-2298
呉海事事務所	監理・運航・船員担当	0823-22-2520
鳥取運輸支局	総務企画担当	0857-22-4154 （自動音声案内・「3」）
鳥取運輸支局（境庁舎）	海事担当	0859-42-2169
島根運輸支局	総務企画担当	0852-38-8111 （自動音声案内・「1」）
岡山運輸支局	総務企画担当	086-286-8121 （自動音声案内・「44」）
岡山運輸支局（玉野庁舎）	運航・船員担当	0863-31-4266
水島海事事務所	監理・業務担当	086-444-7750
山口運輸支局	総務企画担当	083-922-5335 （自動音声案内・「4」）
山口運輸支局（徳山庁舎）	運航・船舶担当	0834-21-0180

中国運輸局ホームページの「**ご意見箱**」でも受け付けております。

<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/enquete.html>





## 公共交通利用者利便の向上、バリアフリー化の推進

国土交通省

中国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館

TEL：082-228-3499

FAX：082-228-3629

中国運輸局ホームページ：<http://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/>